**発議第２号**

**平成29年3月3日**

**小国町議会議長　渡　邉　誠　次　様**

**提出者　議会議員　松　﨑　俊　一**

**賛成者　議会議員　穴　井　帝　史**

**賛成者　議会議員　大　塚　英　博**

**賛成者　議会議員　北　里　勝　義**

**賛成者　議会議員　髙　村　祝　次**

**賛成者　議会議員　児　玉　智　博**

**賛成者　議会議員　時　松　唯　一**

**賛成者　議会議員　穴　見　まち子**

**賛成者　議会議員　熊　谷　博　行**

**賛成者　議会議員　時　松　昭　弘**

**賛成者　議会議員　松　本　明　雄**

**小国町議会議員の議員報酬の特例に関する条例**

**上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。**

**（提案理由）**

**昨年、町は地方創生並びに町の活性化を目的に総務省の人材育成制度による副町長の派遣を提案し、議会はこれを承認。**

**町執行部、町議会並びに住民の皆様と共に地方創生に邁進しようとした途中、副町長本人の酒気帯び事件により解職となり、本町において最悪の結末になった。**

**小国町議会はこのことを重大な案件であると捉えている。この責めは本人にあるとはいえ、町民並びに町執行部と一緒に町の活性化を進めるべき議会もその責任の所在を明らかにするため、議員間協議を行い副町長の残任期間においての１年間、全議員の報酬を削減し、自らの襟を正すこととする。**

**町長におかれてはこの議会の姿勢を鑑みて、今後の町政運営、政治姿勢に反映されることを期待するものである。**

**小国町議会議員の議員報酬の特例に関する条例**

**（小国町議会議員の議員報酬の額の特例）**

**平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）における小国町議会議員の議員報酬月額は、小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和５５年小国町条例第１６号）第３条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に１００分の５を乗じて得た額を減じた額とする。**

**附　則**

**（施行期日）**

**この条例は、公布の日から施行する。**